

第6章 緑の公共事業の推進

1 緑の公共事業の趣旨

府では、緑の代表である森林を保全整備することは、温暖化防止など地球環境の保全や子供たちの未来を育む基盤づくりとして公共事業の名にふさわしいと考え、森林整備や府内産木材の利用促進、森林整備による雇用の創出、森林生態系の保全などを、「緑の公共事業」として、14年度から展開しています。

2 緑の公共事業における継続中の取組

外部の有識者や現場の実務者等の意見をお聞きしながら、14年12月及び15年12月の2回にわたって策定した「緑の公共事業アクションプラン」に基づいて、放置人工林を広葉樹の輝く森に再生する取組や京都の文化振興に貢献する森づくり、府民ぐるみの里山整備、ウッドマイレージ認証(※注)を梃子にした環境保全の観点からの府内産木材の利活用などの公共中心の取組を積極的に進めています。

(※注)ウッドマイレージ…木材の体積に輸送距離を乗じた数値で、輸送に係るエネルギー消費の度合いを表し、その値が大きいほど環境への負荷も大きいことになる。

緑の公共事業における主な取組

14年度からこれまで、約28億円の府予算で次の各取組を推進してきました。

公益性の高い森林の緊急的な整備	→ 計3,000ヘクタール強の間伐等を実施
放置森林や放置竹林の緊急的な整備	
京都・文化の森づくり	
水源地域等の森林整備	
里山の府民ぐるみでの保全・整備	
台風被害を受けた森林の緊急的な整備（台風23号による風倒木等緊急除去対策）	
森林整備による雇用の創出	→ 計2,000人余り実雇用を創出
担い手の育成	
公有林の保全整備	
木質資源の積極的な利活用	→ 計12,000立方m弱(※)の間伐材を利用 ※4寸角・4mの柱に換算し約20.2万本相当
公共事業での間伐材の利用	
学校施設での間伐材の利用	
間伐材の用途拡大（木製ガードレールの研究、公共事業で間伐材製コンパネへの切替え等）	
京都の木の文化・竹の文化の振興（ウッドマイレージを付加した府内産材認証制度創設等）	
森林生態系の保全	→ 計24,000立方m強の枯損木等を処理
野生鳥獣害対策	
森林病虫害対策	
その他	
京都の豊かな緑を守る条例（仮称）の素案策定	
放置森林の解消、及び森林等の不適切な開発行為等を抑止する条例素案を委員会で検討	

継続中の重点的取組の状況等

■ 公益性の高い森林の緊急的整備



放置竹林の緊急的整備
—ふるさとの里山を再生—



京都・文化の森として登録されたヒノキ林
—文化財の修復用材を確保・育成—



水源地域の森林・治山施設の一体整備



ボランティア等による森林づくり活動



風倒木の除去(準備測量作業)

■ 森林整備による雇用の創出



新規就業者の育成研修

■ 木質資源の積極的な利活用



府内産木材による
学校机の整備

■ 森林生態系の保全



鳥獣害防止対策(電気柵)

府内産間伐材による
公園の遊歩道整備



間伐材ガードレールの研究開発(耐候性試験中)

3 緑の公共事業の今後の展開

こうした行政中心の取組だけで豊かな森林環境を次の世代にきっちりと引き継いでいくことは難しいことから、多様な主体の参加と連携で京都の森林を守り活かしていくため、今後は、公共の取組（「緑の公共事業」）と府民レベルの取組を有機的に連携させながら展開する必要があります。

このため、1992年の世界地球サミットでカナダが提唱した『モデルフォレスト（利害関係者総参加による森林を核とした流域環境の保全運動）』の理念の下で、放置森林の緊急的整備や間伐材の利活用など、これまでのアクションプランに基づく「緑の公共事業」をきっちりと継続しつつ、「緑を守り活かす府民協働事業（仮称）」を促進するため、府民協働の契機ともなる次の取組を、17年度から新たに展開します。

①豊かな緑を守る条例（仮称）の制定

森林所有者の協定に基づき、府民やNPO等の皆さんが森林の利用・保全に関わることのできる制度や、森林等の開発行為に際し地域住民等に計画を公表し、知事と事前協議することで、林地の適正な土地利用を確保し、このことで森林が有する公益的機能の良好な発揮を図る条例の制定を目指します。

討 中 の 条 例 制 度 案

- ・森林の利用と保全の促進制度
 - ・ 生物多様性確保や景観形成等の視点を含めた「京都府森林の利用及び保全指針」の策定
 - ・ 天然生林等を含む森林整備利用重点区域の知事認定制度
 - ・ すべての森林を対象にしたNPO等と森林所有者による森林施業協定の知事認定制度
- ・森林等における開発規制制度
 - ・ 森林等における一定規模以上の開発行為に係る事前協議制度
 - ・ 森林等における土砂の埋立行為の許可制度

②緑を守り活かす多様な主体の連携の促進

(1) 流域を単位とした府民と行政の協働組織づくり —京都モデルフォレスト推進体制の整備—
国が3年度から進めてきた「森林の流域管理システム」を参考に、市町村、林業・木材業関係者に加え、府民、NPO（特定非営利活動法人）、野生生物・自然保護団体、企業などの参画も得て、流域全体のあり方を議論し諸活動計画を調整しながら流域環境を連携して守っていくための協働組織づくりを進めます。

(2) 様々な主体の交流と連携の促進 —モデルフォレストのテーマ選定—

府内産無垢材利用の健康志向型住宅、木質バイオマスエネルギーの活用、森林療法、環境共生型農業など、山や里、川の保全・再生につながる具体的で分かりやすいテーマを設定した「ワークショップ」や、これらに取り組んでいる多くの関係者が一同に集う「流域円卓会議」を開催し、上流と下流、経済活動団体と自然保護団体等の話し合いと交流を進めながら、流域ごとに京都のモデルフォレストのテーマを絞り込みます。

(3) 府民やNPO等の様々な取組の促進

森林環境や水環境の保全活動などが流域で総合的・一体的に推進されるよう、NPO等の主体性を重視した提案型事業の拡大や関連補助事業の統合などを推進します。

また、ボランティア等に対する活動フィールドの仲介や、地球温暖化対策の一つとして間伐材を中心とした現行のウッドマイレージ認証木材を一般住宅建材等に拡大するなどして、森林を守り活かし、環境を保全する府民レベルの取組を促進します。

③ 府民レベルで森林資源等を利活用していくきっかけづくり

(1) 森林・里・川を守り活かす府民の知恵の結集

インターネット上で、府民参加による里山文化や溪流環境の調査（※1）、森林資源利活用のアイデア駆運などを推進し、府民の知恵を結集し、流域の森林資源等を持続可能な形で利活用しながら環境を保全する運動を促進します。

※1 府民参加による森林・里・川の環境調査
全国的にはホタルの生息状況を住民参加で調べる「ホタルダス」などのネットワークが有名

(2) 行政と大学の連携による情報の効果的な発信

行政や大学等有する様々な情報は大切な社会的資産であり、その的確な配分を通じて、森林ボランティア等の非営利活動や、資源の持続的利用を前提とした事業活動などを促進していくことが必要です。

このため、大学の集積等を活かしながら、行政と大学の連携でWeb-GIS（※2）による自然環境やNPO活動の情報提供システムを構築し、情報を効果的に発信します。

※2 Web-GIS（ウェブ・ジーアイエス）…インターネット上の地図で各種情報が共有できるシステム

図1-9 モデルフォレストの理念の下での
今後の施策展開イメージ（例）

